

平成27年

泉州南消防組合議会第2回定例会会議録

平成27年 8月10日 開会

平成27年 8月10日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成27年 泉州南消防組合議会第2回定例会会議録

目 次

○第1日（平成27年8月10日）（月）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	1
○会議録署名議員	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	2
○議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第2号～7号上程	3
○議案第10号上程	3
動産の買入れについて	3
北川消防長・提案説明	3
質疑	4
討論	6
採決	6
○議案第11号上程	6
動産の買入れについて	6
北川消防長・提案説明	6
質疑	7
討論	8
採決	8
○議案第12号上程	8
平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）	8
北川消防長・提案説明	8
質疑	9
討論	13
採決	13
○認定第1号上程	13
平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	13
北川消防長・提案説明	13

質疑	15
討論	23
採決	23
○閉会	23

泉州南消防組合議会第2回定例会第1日

(8月10日)

平成27年 泉州南消防組合議会第2回定例会（第1日）

平成27年8月10日（月）

○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	監査報告	第 2～7号	監査結果報告について
日程第 5	議案	第 10号	動産の買入れについて
日程第 6	〃	第 11号	動産の買入れについて
日程第 7	〃	第 12号	平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 8	認定	第 1号	平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議員定数15名

出席議員15名

木下豊和	竹田光良	和気信子	庄司和雄
木村正雄	三原伸一	明貝一平	東小夜子
道工晴久	中原晶	岡田昌司	寺本順彦
中庄谷栄孝	阪口均	體谷陽子	

○説明員職員

管理者 千代松大耕	副管理者 竹中勇人	副管理者 福山敏博
副管理者 中西誠	副管理者 原明美	副管理者 田代堯
消防長 北川悟	理事 吉村昭彦	理事 小西良昭
理事 花枝岩夫	理事 清水養一	理事兼熊取署長 松藤忠直
泉佐野署長 東昇司	市場署長 戎谷始	泉南署長 中山均
阪南署長 部原一夫	岬署長 久保文雄	総務課長 寒川徹
予防課長 中西正	警備課長 内山裕美	総務課参事 中川隆仁
総務課参事 奥上文二	警備課参事 大西保	

○職務のために出席した職員

消防次長 竹内寛二	課長代理 阪木直也	主幹 南川智春
主幹 北谷守	係長 尾上昌明	主査 増田文彦
係員 脇丸達也		

○本会議の会議事件

◇監査結果報告について

- ◇動産の買入れについて
- ◇動産の買入れについて
- ◇平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）
- ◇平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

道工晴久 岡田昌司

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内寛二君） 議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立のうえ、お手元のマイクスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

それでは、庄司議長、よろしく願いいたします。

議長（庄司和雄君）皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、諸般の報告、議員辞職についてを報告いたします。

当消防組合議員でありました泉佐野市議会選出の中村哲夫君、野口新一君、大庭聖一君から、いずれも一身上の都合により、本消防組合議会議員の職を辞したい旨の願いが議長あてにあり、地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により、各々許可をいたしました。

また、各消防組合議員の辞職に伴い、泉州南消防組規約第7条の規定に基づき、泉佐野市議会から岡田昌司君、寺本順彦君、中庄谷栄孝君が泉州南消防組合議会議員として選出されております。

報告は以上です。

議長（庄司和雄君）ただ今より、平成27年泉州南消防組合議会第2回定例会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたします。

議長（庄司和雄君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

議長（庄司和雄君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただ今、着席のと通りの議席を指定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄司和雄君）ないようでございますのでさよう決定いたしました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として道 工 晴久君、岡 田 昌 司君の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第4、監査報告第2号から第7号までの監査結果報告についてを議題といたします。

ただ今、議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から議長あてに報告がありましたので、報告いたします。

この報告につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第5、議案第10号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、議案第10号 動産の買入れについてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

高規格救急自動車2台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

件名は、高規格救急自動車2台で、泉佐野消防署及び阪南消防署に配置している高規格救急自動車をそれぞれ更新整備するものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3,877万2,000円、契約の相手方は、住所、大阪府大阪市此花区北港一丁目4番64号、名称、大阪トヨペット株式会社法人営業部、部長 加 藤 光 行でございます。

なお、大阪トヨペット株式会社法人営業部につきましては、昭和21年に設立された大阪トヨペットグループにおいて、救急車の販売を行っているものでございます。

次に、入札結果についてご説明をいたします。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成27年7月10日に入札を実施、指名14者中3者から応札があり、最低価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。
議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）今回、泉佐野消防署と阪南消防署において、1台ずつ高規格救急自動車を更新されるということでありますけれども、高規格救急車の耐用年数、更新の時期についてお尋ねをしたいと思います。

更新する時期の基本をどのようにお考えかお聞きをしたいと思いますというところが1点目と、それからそれぞれの署に設置されているものの経年数、状態等についてお尋ねをしたいと思います。

それから、参考までにお尋ねをするんですが、入札についてお聞きをしておきたいと思いません。

最低制限価格等を設けるようなケースもあると思うんですが、本組合においてはどのようなルールにおける運用をされているのかお尋ねをしたいと思います。ちょっとインターネット上で条例規則等について確認をさせていただいたんですが、ちょっと低入札についての記述を読ませていただきましたけれども、ちょっとはつきりわかりませんでしたので、どのようにルールを定めておられるのか教えていただきたいと思いません。

それから、もう1点ですが、お配りをいただいている資料についても確認をさせていただきたいと思いません。

資料2として入札結果をお示しをいただいておりますけれども、これは2回訂正が行われたということのようですが、大変申しわけないんですけれども、2回目の訂正された資料がちょっと私の手元へ来ていないのか、私がどこかへ紛失してしまったのかわからないんですが、備考の欄に書かれている事柄について正確に把握をしておきたいというふうに思いますので、訂正された資料、最新のものの備考欄に書かれていることを読み上げていただきたいと思いません。よろしくお願います。

議長（庄 司 和 雄君）清水理事。

警備担当理事（清 水 養 一君）お答え申し上げます。

1点目の更新時期についてでございますが、救急車の更新時期につきましては、10年または15万キロを超えるものを対象とさせていただきます。それによりまして、2点目の署所の高規格救急車の更新につきましても、年次計画を立ててそれをもとに計画し、更新しているところでございます。

以上よろしくお願いたします。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事、どうぞ。

総務担当理事（小 西 良 昭君）それでは、総務課が所管いたします事項についてご説明申し上げます。

まず、資料2の備考欄の内容でございますが、この内容につきましては本件の契約については地方自治法第96条第1項8号の規定により、議会の議決を要するため、平成26年組合議会第1回臨時会（6月）の議決があるまでの間は仮契約となります。このようになってございます。

それから、もう1点、最低制限価格の件でございますが、今回のものにつきましては物品購入ということになりますので最低制限価格についてはかかってございません。最低制限価格は工事請負に関する事業にのみ最低制限価格がかかっておりまして、90%から70%の範囲内にお

いて最低制限価格を定めるというふうになっていたと思います。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）清水理事、どうぞ。

警備担当理事（清 水 養 一君）お答えいたします。

まず、阪南署の高規格救急車につきましては、経過年数14年、約27万6,000キロであります。それと、泉佐野署の高規格救急車でございますが、経過年数13年で約30万5,000キロ、以上となっております。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員。

議員（中 原 晶君）今お聞きした事柄で配られた資料について再度確認をするものです。訂正されたものの備考欄について重ねてお聞きしますけれども、読み上げられた中で平成26年消防組合議会第1回臨時会（6月）の議決があるまでの間は仮契約になります、とあるんですけれども、このたび入札は平成27年の7月10日ということになりますので、そのあたりのタイムラグがちょっと意味がよくわからないんですけれども、ご説明をいただければなというふうに思います。

それから、先ほどお答えをいただきました高規格救急車の更新のことなんですが、高規格救急車については耐用年数が10年もしくは15万キロということを基準に更新を図っていくということをお示しいただきました。その上で経年数または走行距離をお聞きしましたけれども、更新の基準を大幅に超えての更新ということになるというふうに私はお聞きして思ったんですけれども、実際の運用に支障がなかったかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、消防年報、26年度版は今作成中ということですので25年度版を見せていただきましたところ、保有車両の一覧表から確認をしましたところ、既に基準から見て更新をしなければならない車両が救急車両以外も含めて非常にたくさんあります。それから、更新が迫っているものもたくさんありますので、このあたりについてもきちんと計画を持って更新を進めていくという必要があると思います。現時点で既に更新の基準を超えている車両について運用上支障がないのかどうかお尋ねをしたいと思います。とりわけ泉南署の予備救急車については既に16年8カ月も経過しておりますし、空港署に配置をされております大型化学車、また泡原液搬送車という特殊な車両、これについても基準の年数を超えているところなんです。ですので、これらについてきちんとした今後の更新計画を持つ必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、そのあたりについてもお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（庄 司 和 雄君）清水理事、どうぞ。

警備担当理事（清 水 養 一君）お答え申し上げます。

まず、1点目の今回更新の救急車の運用上の支障がなかったのかどうかということですが、通常、車検等の整備を行い、どの車両もそうですけれども一部の修理等はございますけれども、特段運用上支障があったものについてはございません。また、他の車両についても法定点検等により通常どおり運用を行っております。それと、3点目の運用上、基準を超えて使用している車両の部分ですが、25年の組合広域化後、非常にたくさんの車両がその更新時期を含めて重なっている部分がありましたので、3市3町を含めての財政状況等、また車両の状況等を勘案して車両更新計画を現在も作成しておりますが、毎年度必要に応じた部分での車両更新のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事、どうぞ。

総務担当理事（小 西 良 昭君）資料の備考の件でございますが、私の資料のほうの間違っておりました、新たな資料のほうで読まさせていただきますと思います。本案件の契約については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を要するため、平成27年組合議会第2回定例会の議決が8月10日、本日ですが、の議決があるまでの間は仮契約となりますということで、先ほど私が読み上げましたのは、昨年度の高規格救急車の購入の際に提出させていただきました入札結果資料でございました。申し訳ございません。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員。

議員（中 原 晶君）資料の2については数字が3カ所訂正されたということで確認をいたしました。車両の更新についてお示しいただいたところですが、財政がパンクしてはどうしようもないので非常に困難を抱えているということではあるかと思っておりますけれども、住民の生命と財産を守るという責任がきちんと果たせるように必要な更新を計画を立てて行っていただきたいと思います、この場で求めておきたいと思っております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 動産の買入れについては、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第10号 動産の買入れについては、原案のとおり可決されました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第6、議案第11号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、議案第11号 動産の買入れについて、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開き願います。

高規格救急自動車搭載医療機器一式2セットを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

件名は、高規格救急自動車搭載医療機器一式2セットで、先ほど説明申しあげました泉佐野消防署及び阪南消防署に整備する高規格救急自動車にそれぞれ積載する医療機器でございます。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,619万円、契約の相手方は、住所、大阪府大阪市中央区内平野町三丁目2番10号、名称、株式会社アダチ、代表取締役 安 立 三 朗でござ

います。

次に、入札結果についてご説明いたします。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成27年7月10日に入札を実施、指名8者中3者から応札があり、最低価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

これらの資器材を高規格救急自動車に積載し、傷病者の救命率向上をもって住民サービスに努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）1つ目は単純な確認であります。今回も資料3ということで入札結果をお示しいただいておりますけれども、先ほどの議案第10号と同じでして、備考については平成26年か27年、それから第1回臨時会が第2回臨時会、6月の議決とあるのを8月の議決と読みかえるという理解でいいかどうか確認をさせていただきたいと思っております。

それから、もう1点なんですが、このたび高規格救急自動車に搭載をされる医療機器等についてということで資料もお配りをいただいているところであります。この医療機器や物品等について耐用年数というものはあるのかどうなのかお聞きしたいと思います。といいますのは、もしも一部の機器ですとか物品について更新せずにまだ十分に使用ができるという状態であれば、それは新しい車両に積みかえて継続して使うというようなことが実際行われているのかどうかお聞きしたいと思います。私の問題意識は、そういった努力を重ねることで若干ではあってもコストの削減が期待できるというようなことがあるのかどうかということにありますのでお聞きをしておきたいと思っております。

議長（庄 司 和 雄君）北川消防長。

消防長（北 川 悟君）先ほど中原議員の資料の備考の欄の件ですけれども、議員おっしゃられていたとおり、平成27年組合議会第2回定例会（8月）ということで訂正をよろしく願います。再三の資料の訂正、誠に申し訳ございません。今後、資料の訂正につきましては厳正にチェックをして、こういうことのないように努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願います。

議長（庄 司 和 雄君）清水理事、どうぞ。

警備担当理事（清 水 養 一君）医療機器の耐用年数についてお答えをいたします。

今回更新をさせていただきます資器材で医療機器に該当するものにつきましては、半自動式除細動器、それと心電図モニターが医療機器に該当いたします。法定耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、除細動器が4年、心電図モニターが6年となっております。なお、これを超える、耐用年数を超えて使用することによる罰則規定等はございません。しかしながら、機種変更等により販売期間終了から6年間、ですから4年の耐用年数と資器材の修理部品の保存約6年間で、合計10年から11年は使用をすることが可能であると判断しております。また、耐用年数後は毎年保守点検を行い、製品の維持に努めております。

それと、古いものを使うことは、更新時に既存のものを使うことは可能かというご質問ですが、先ほども申しましたように医療機器は適切な保守点検を行い、機能や安全性を高め、安定して使用できる状態を維持しておりますが、医療機器の進歩はその都度目覚ましいものが

ありまして、更新時には使用が可能かどうかというのを検討はしておりますが、通常救急車更新時には医療機器も併せて更新をさせていただいているというのが現状でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手を願ひます。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第11号 動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第7、議案第12号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、議案第12号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書別冊の1ページをお開き願ひます。

平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることといたしまして、歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,585万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1枚めくっていただきまして、2ページから3ページにかけまして第1表歳入歳出補正予算として記載させていただいております。

それでは、説明の都合上、歳出について先にご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、6ページ7ページをお開き願ひます。

款②消防費、項（1）消防費、目1常備消防費、予防活動事業（予防課）、節19負担金補助及び交付金の啓発推進助成事業補助金として40万円を計上させていただくものでございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻り願ひます。

款④諸収入、項（1）雑入、目1雑入、節1雑入におきまして、コミュニティ助成金40万円を計上させていただいております。

今回の補正は、泉佐野市内の幼年消防クラブを結成している安松幼稚園から当消防組合に、防火パレードなどで使用しています鼓笛隊用楽器の一部が老朽化しているため、更新をしたいとの要望がありました。

そのため、幼年消防クラブ育成事業などのコミュニティ助成事業を行っています、財団法人自治総合センターにこの幼年消防クラブで使用する鼓笛隊用楽器等の購入費用の40万円を助成申請しましたところ、このたび、交付の決定がなされましたので、補正をお願いするものでございます。

当消防組合管内での幼年消防クラブの総数は38園で結成されており、活動としては、幼年期の子供たちを対象に、教育の一環として正しい火の取扱いと火災予防に関する知識を養うとともに広く地域住民に防火思想を普及させるため、防火教室の開催や消防出初式への参加など火災予防の普及啓発にご協力をいただいています。

また今後も、他の幼年消防クラブから助成要望がありましたら、この財団法人自治総合センターの助成制度を有効に活用し、助成申請を行っていきたいと考えております。

なお、この補助事業に関しましては、財団法人自治総合センターから歳出と同額の歳入があり、組合としての負担はございません。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

鱧谷議員。

議員（鱧 谷 陽 子君）安松幼稚園が鼓笛隊の更新をされたということでお聞きしたんですが、決算とも関係があると思いますが、昨年度は天使幼稚園が受けられたというふうに聞いております。違ったらまた教えてください。2年間泉佐野市がこの補助金、助成金を受けられたようになっておりますが、他の幼年消防クラブからの希望というのは全くなかったのでしょうか。その辺教えていただけませんかでしょうか。

議長（庄 司 和 雄君）花枝理事。

予防担当理事（花 枝 岩 夫君）ご質問の件ですけれども、実はこの鼓笛隊セットが現時点で整備されているのは主に防火パレードに活用しておりまして、その防火パレード、地域住民の皆さんにコミュニティとして火災予防を広げるための活動をしているのは泉佐野市と泉南市さんでございます。泉佐野市は一般公道で防火パレード、泉南市さんは多くのお客さんが入るイオンで実施をしております。その中で実は広域化前に天使、安松幼稚園から、広域化前に既に泉佐野では約40年間、泉南市さんでも20年以上の防火パレードを実施しております。広域化前に天使さんと安松さんから鼓笛隊セットを更新したいという要望がありまして、昨年天使を上げさせていただいた部分は、既に広域化前に助成事業の申請をしておりました。結果が泉佐野市が広域化になってからと、その要望があった加減で本年は安松幼稚園と、これまでの要望の経過を先に優先させていただいて、当然今後も各園の要望もお聞きしていきますし、泉南市さんの防火パレードについても、今後は当然老朽化も予想されますのでそれらの更新というものも見据えた形で今後取り組んでまいりたいと思いますので、ご了承をよろしく申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）ただ今説明をお聞きしておりまして、助成の要望があれば申請する、また各園の要望も聞くということでありましたけれども、併せて説明された中に泉佐野市と泉南市で実施している防火パレードのことに触れられまして、それに幼年消防クラブに出演とか、していただくということで助成を申請されて受けられたということでありました。今の説

明は説明を聞く範囲においては、私、理にかなっていると思っているんですよ。広域化前から要望があったということでもありますから、当然早くから要望があるということは切実な実態があったということであろうというふうに思いますので、本件の予算計上については異議を唱えるものではありませんけれども、運用の仕方についてももう少しお尋ねをしておきたいことがございます。

最初の説明の中で、38園において幼年消防クラブが結成されているということでありました。1年前と比べて泉佐野市において公立園が1園減少しているというのが実態かなというふうに思うんですけれども、ほかに未結成の園というのがございます。その園に対しては結成の働きかけを消防としては呼びかけたんですけども、園のいろんな事情だとか判断によって結成を現時点では見送っているというふうに受けとめていいのかどうか。もちろん園の自主的な主体的な判断というのが尊重されるべきですので、それはそれで結果としてそうなっているということに異議を唱えるものではありませんが、きちんとそれぞれの園について、こういう幼年消防クラブを結成しないかという働きかけを全て積極的に行っておられるのかどうかということをお聞きしたいのが1点目であります。

それから、助成金のことですけれども、助成要望があれば申請するという説明がありました。ということは、管轄内の全ての幼年消防クラブに対してこういう助成金事業がありますよということをきちんと周知されまして、もしも使いたいものがあればどうぞ手を挙げてくださいというようなことがなされているのかどうか確認をしたいと思います。コミュニティ助成事業の実施要綱を確認したところ、主に幼年消防クラブに対する助成は全国的に見ても鼓笛隊セットの購入が圧倒的というか、私がお見受けした範囲ではほぼ100%に近いような実態なんですよ。これは全国の傾向ですよ。ですけれども、ただ要綱からいきますと鼓笛隊のセット以外にも購入できるというふうに私は考えるんですよ。といいますのは、幼年消防クラブ育成助成事業という項目がありまして、幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業ということが対象事業になっておりますので、例えば岬町でも幼年消防クラブは5つありますけれども、法被がぼろくなってきたら、これお金使えるんじゃないかとか、旗みたいなのを持って毎年出初式で行進をしてくれるんですけれども、そういったものにも使えるんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、きちんとそういった案内が全ての幼年消防クラブになされているのかどうかということをお聞きしたいということが2点目であります。

それから、もう1点、自治総合センターのホームページを確認したところ、過去のコミュニティ助成金の決定額、それから今年度についても決定額についてはインターネット上で公開をされているんですね。そこでちょっと不思議に思うところがありますのでこの場で改めてお聞きをするものなんですけれども、今年度、まさに今審議をしている案件につきましては、財団法人自治総合センターがオープンにしている資料でいきますと、事業実施主体の欄に泉佐野市というふうに書かれているんですね。先ほど鯉谷議員のほうから質問がありました天使幼稚園の申請、これについては実施主体は泉州南消防組合と記載をされております。ちょっとここに不思議さを私は感じておりまして、泉佐野市が予算をとってきたということであればこの消防組合議会の議案に乗ってくるわけがないわけなんですね。ですので、どこかで何か齟齬が発生しているのか、何か事情があったのかどうか、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（庄 司 和 雄君）花枝理事、どうぞ。

予防担当理事（花 枝 岩 夫君）まず、3点目の件ですけれども、それは恐らく先ほど鯉谷議員の質問にもお答えしたように、泉佐野市当時に申請をしたからそのまま実施主体が泉佐野市になってしまったものだというふうに考えます。推定の話では申し訳ないんですけれども、そうなるとすれば広域化前に泉佐野市で申請をしておりますので、そのまま実施主体が事務方になれば泉州南消防組合になったかどうかというのはわかりませんので、その辺のことだろうというふうに思っております。

そして、1点目、2点目について、まずまとめてお答えさせていただきます。お答えになるかどうかわかりませんが、まず基本的に幼年消防クラブ、既に結成されているものと、これから新築されるものというのがあります。私も幼年消防クラブの結成に旧の泉佐野当時から関わってきて、例えばその園々によって非常に地域に協力しようとする園と、内部でうちは子供たち体育優先でしたいんやという、それぞれの園の方針が異なります。その中で一応各園には発足時には全てお声掛けをさせていただいております。その中でどういう選択をされるかは園の判断によります。しかしながら、中原議員ご指摘のとおり、ほなそのままほっておくんかという問題が出てきます。それは、まず既存の園に対してはやはり呼びかけるときには時期とタイミングというものがございます。私も先般、深日のフェスティバルで教円幼稚園さんですか、非常に協力をされておると、そうすると地域に貢献している。こういうタイミングで幼年消防クラブの結成を声掛けしようとか、それは時期とタイミングにより今後も随時声を掛けていくというふうにご理解をさせていただきたいと、あと新築のものについては、当然その時点でお声掛けをするんですけれども、今度阪南市さんで新しい幼稚園ができるらしんですけれども、そこは11月に結成をするというふうに聞いております。そういうふうに随時声掛けはしていきますけれども、園の都合によって異なるということをご理解ください。しかし、そのままでは我々は予防広報の目的からしたら、声掛けは続けていくということでご理解をお願いしたいと思います。

そして、最後の各園が知っているかということにつきましては、正直申しあげて、まず基本的に今泉州南消防組合で必要なのは、各署の幼年消防クラブの活動状況がまだ3年目ですから、何というんですか、その取り組みを優先しておるわけなんです。基本的にはこちらから幼年消防クラブの取り組みはこうあるべしという基本のものを定めてこういうことをさせていただきますかということ投げかけて、それにご同意をいただいて結成にこぎつけるのが一番いいと、なぜならば基本的には、助成をしたから、その助成の鼓笛隊セットは園のための音楽の授業だけに活用するものじゃなしに、あくまでも火災予防に使っていただくと、そうするとこちらから呼びかけをして、プランを作って呼びかけをして前へ進めていくという形になろうかと思えます。そういう観点からすると、現時点で全ての幼稚園に説明できているんかということ、私はそこまでできているということは言い難い。しかし、今後そういうプランをつくって積極的に進めていくというのは予防としての広域化の問題として取り上げていますので、そういうことでご理解をいただければ幸いです。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）中西予防課長、どうぞ。

予防課長（中 西 正君）1点目のご質問の幼年消防クラブの対象物品がほかにもあるのではないかというふうなご質問があったと思いますが、実施要綱上にはそのような明記があります

が、その下の中にコミュニティの助成実施留意事項の中におきまして、幼年消防クラブにおける助成につきましては、別紙の中で幼年消防鼓笛隊用セット、併せて法被というふうな形で明記されておりますので、それに準じて助成を行っているものでございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員。

議員（中 原 晶君）自治総合センターのコミュニティ助成金の決定額についての実績、また今年度の予定について、これは進言するものですが、説明の中では過去に泉佐野市として申請をしたからそのまま泉佐野市というふうになっているんじゃないだろうかというご説明でありましたけれども、これは助成金事業については毎年毎年募集をかけて、毎年毎年審査をして決定をするという格好で進められているんですね。実際に1年前のときには泉州南消防組合を事業実施主体として実績が掲載されているわけですから、ここについてはもしも先方が記載に齟齬がある、齟齬というべきかどうかわかりませんが、当時の申請書をもとについてつくられたということでありましたら、そこは正確にしておいていただく必要があるのかなというふうに思いますので、自治総合センターに問い合わせをなさって、インターネット上で公開されているものですから、どなたにでも見えるものでありますので、正確を期すほうがいいのではないかなと、この場では提案をしておきたいと思います。

未結成の幼年消防クラブ、また園へ結成の働きかけをこれまで努力して行ってこられたと、それから今後の努力方向についてもご説明をいただきまして、その努力方向には敬意を払うところでありまして、今後も園の自主性、主体性を尊重しながら、こういった活動を促進されることを改めて求めておきたいと思います。

お答えいただいた中で、全ての園には助成金事業を呼びかけてはいないと思うということでありまして、その点につきましてはやはり改善が必要だというふうに思います。そのようにお考えだとももちろん思います。先ほどの回答をお聞きしまして思いますので、やはり税金の使い方として、公平であると言える使い方をぜひご検討いただきたいと、これまでの考え方でいきますと泉佐野市と泉南市にある幼年消防クラブ、さらにその中で地域貢献度といいますか、防火パレードに出してくれる園に対してしか助成金は使えないということになってしまいますので、ほかの園も、例えば先ほどお示しいただきました鼓笛隊セット、うち岬町でいいますと海星幼稚園、鼓笛隊をやっておりますし、ほかの市は知らないけれども、町についても鼓笛隊をやっておられるところを存じ上げておりますので、そういったところにもぜひ広くお声掛けをいただいて公平な税金の使い方を確保していただきたいと要望を申しあげておきたいと思います。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）花枝理事。

予防担当理事（花 枝 岩 夫君）中原議員がおっしゃったうちで、26年度、先ほどそれを放置するという意味じゃございません。26年度がそのようになっておったら、私は自治総合センターへ、あんたどこ間違いやとはっきり指摘をします。ただ25年度のほうで申し込んだのが泉佐野やから、それがもし間違いやってもそれまで改めというのはちょっと言いにくいというところで発言を言わせていただいただけのことです。自治総合センターにはきちんと申し入れはいたします。

あともう1点の件は、それはやはり計画を組んでやはり今後進めていきたいと思いますので、地域の安全というのは泉佐野市の取り組みを岬町さんの保育園に説明して、また熊取さんの取

り組みを説明して、どれを選択するかは各園で決めてもらうという形は今後とっていきたいと思いますのでご理解ください。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員、どうぞ。

議員（中 原 晶君）ごめんなさい、今別に答弁はあえて求めていなかったんですけども、事情はわかりました。

ちょっと今お答えいただいた中でうまく聞き取れなかったものですから、25年度についてはとおっしゃいましたか。

予防担当理事（花 枝 岩 夫君）26。

議員（中 原 晶君）26年度についてですね、わかりました。25年度は特に申請して認められたという実績がないようでしたので、わかりました。ありがとうございます。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第12号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第8、認定第1号 平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北 川 悟君）それでは、認定第1号 平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算につきまして、事前に配付させていただいております決算書に基づきご説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算書の6ページをお開き願います。

平成26年度泉州南消防組合一般会計は、歳入合計41億5,560万2,329円、歳出合計41億5,440万3,529円、歳入歳出差引額は119万8,800円でございます。

続きまして、次の7ページからの歳入歳出決算事項別明細書に基づき、詳細をご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入といたしまして、款①分担金及び負担金として、調定額、収入済額とも33億8,893万

8,534円でございます。

次に、款②使用料及び手数料といたしまして、調定額、収入済額とも857万5,250円となっております。

次に、款③府支出金といたしまして、調定額、収入済額とも1,303万5,161円となっております。

次に、款④諸収入といたしまして、調定額、収入済額とも2,512万5,304円となっております。

次に、款⑤組合債といたしまして、調定額、収入済額とも7億1,750万円となっております。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。

続きまして、款⑥繰越金といたしまして、調定額、収入済額とも105万円となっております。

次に、款⑦財産収入といたしまして、調定額、収入済額とも137万8,080円となっております。

以上で歳入に関する説明は終わらせていただきまして、引き続きまして歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。

款①議会費、項(1)議会費、目1議会費といたしまして、予算現額452万2,000円に対し、支出済額268万8,216円、不用額183万3,784円でございます。主な事業といたしまして、右の備考欄、最上段、議員人件費事業で133万5,000円、次の段、議会運営事業で125万5,476円などの支出でございます。

次に、款②消防費、項(1)消防費、目1常備消防費といたしまして、予算現額33億9,153万3,000円に対しまして、支出済額33億4,408万3,517円、不用額4,744万9,483円でございます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。

主な事業といたしまして、右の備考欄、上から2段目、人件費事業で29億504万7,989円の支出でございます。

恐れ入りますが、42ページ、43ページをお開き願います。

同じく、目2消防施設費といたしまして、予算現額12億7,907万円に対しまして、支出済額7億9,423万6,390円、不用額4億8,013万4,810円でございます。

恐れ入りますが、44ページ、45ページをお開き願います。

主な事業といたしまして、右の備考欄、下から3段目、消防車両購入事業（泉佐野署）で1億9,200万3,350円、次にその下の段、消防車両購入事業（泉南署）で3,287万9,021円、最下段、消防車両購入事業（熊取署）で3,290万2,021円の支出がありまして、恐れ入りますが、46ページ、47ページをお開き願います。

続きまして右の備考欄、上から5段目、消防庁舎改修事業（阪南署）で1,841万6,531円、次にその下段、消防デジタル無線整備事業で4億4,280万円、次にその下段、防火服整備事業で4,374万円、次にその下段、大阪府防災行政無線再整備事業で1,415万7,000円などの支出でございます。

同じく、目3災害対策費として、予算現額1,414万4,000円に対しまして、支出済額1,306万4,934円、不用額107万9,066円でございます。

恐れ入りますが、48ページ、49ページをお開き願います。

主な事業といたしまして、右の備考欄、上から4段目、災害時広域医療搬送体制整備事業で926万6,648円の支出でございます。

次に、款③予備費、項(1)予備費、目1予備費として、予算現額100万円は未執行でござい

ます。

以上で歳出に関する説明は終わらせていただきます。

最後に恐れ入りますが、決算書51ページから55ページにかけて財産に関する調書を添付しております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、甚だ簡単ではございますが、平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。

なお、監査委員様より一般会計決算審査意見書が別に提出されておりますので併せてご参照いただき、ご審議のうえ、ご認定賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原議員。

議員（中 原 晶君）何点かありますので、ちょっと私がだらだら長くしゃべるかもしれませんが、ご協力お願いします。すみません。ちゃんと絞り込んできたんですけども、ごめんなさいね。

決算書の8ページ、9ページのところで、①分担金及び負担金というところで各市町に対する負担金が掲載されております。この負担金に関わって1つお聞きをしたいと思います。といいますのは、統合後に3年から5年ぐらいを目途に負担割合を見直すという方向性が過去に示されておりまして、本年度は3年目でありますので今後の方向性についての現時点での検討状況等について、お示しいただける範囲で結構ですので、考えていることがありましたらお聞かせをいただきたいというのが大きな1つ目であります。

それから、大きな2つ目なんですが、決算書の14ページ、15ページ、人件費に関わってお尋ねをしたいと思います。

まず、お聞きしたいのは、人件費の中で備考欄の点線で枠で囲まれておりますが、下2つですね。職員手当等ということで時間外勤務手当が警備課、また予防課に示されておりますけれども、2つとも1年前の当初予算が示されたときよりも非常に大きな金額となっております、2倍近い、または2倍を超える支出ということになっているのかなというふうにお見受けをしているんです。それで、どうしてここまで膨らむことになったのか、その年その年において災害は私ども期待するところとは違う状況で発生しておりますので、何か特別な事情がこの年度において起こったためにこういったことがあったのか。そうではなくて、予算そのものを考えるときに少し小さく見積もり過ぎていたということであるならば、来年度予算にまたその実態を反映させる必要がありますので、まず時間外勤務手当の膨らみについて理由をお示しいただければと思います。

それから、人件費に関わることで人員についてもこの際ですのでお尋ねをしておきたいと思います。

現在の消防職員の実数が何名であるのか確認をさせてください。それから、その実数において実際に火災等が発生したときに出動されるわけですが、出動においては消防力の整備指針というのがありまして、それぞれの車両に必要な人員というのが定められているわけですが、その必要な隊員数を満たしたうえで運用をされているのか。この3つについてお尋ねをしたいというのが大きな2点目であります。

それから、大きな3点目、これで最後になりますけれども、決算書の47ページ、庁舎改修工事に関わってお尋ねをしたいと思います。

昨年度の決算においては、熊取署と阪南署の庁舎改修事業がなされたということでご報告をいただきました。それで、庁舎については熊取が竣工から38年経過しているということであったかと思えますけれども、一番古いのが泉南の消防署になるかなと思うんですね。49年ぐらい経過しているということになるかと思えます。庁舎につきましては、今回のように改修事業という形で手当てをしていきながら何とかもたせるということも考えられますし、思い切って更新、また新設ということも考えていく必要があるわけで、大きな計画をきちんと持つ必要があるというふうに思うんですね。それはもちろん執行されている側も、認識は共通するところだと思えるんですけども、今後の署所について、ここはいつぐらいの時期に改修を迫られているというようなことがあるだとか、あとは建て替えが必要であるというふうに考えている署所はどこなのかとか、もう一つ新設についてもこの場でお尋ねをするんですけども、新設につきましては阪南市の南西部に5年以内に新設をするということで、今設計図を恐らく考えておられるところかなというふうに思いますが、設計図はいつごろ私ども消防組合議会にお示しをいただけるのか、この機会ですでお聞きをしておきたいと思えます。

それから、署所の問題については、過去に示された運営計画の中で改めて整備計画を策定する必要があるという考え方が示されているわけなんですね。今、私申しあげました阪南市の南西部を優先して最長5年以内に整備を図るということは比較的具体的に示されているわけですが、さらに泉佐野市と泉南市の境界付近も含め、適正配置のため現状の署所の統廃合も勘案し、整備計画を策定するというふうに示されておりますので、その整備計画というのは今ご検討されている状況、どのようになっているかお聞きをしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事、どうぞ。

総務担当理事（小 西 良 昭君）中原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、負担率の見直しの件ですが、ブロック計画の中でおっしゃるとおり、3年から5年の間に見直すと、見直しを検討するというふうになってございます。現在その見直しについてちょうど3年目ということになっておりますのでこれから始めていかなければならないと、特に負担率につきましては3市3町、組合の問題というよりも、どちらかといいますと負担率になりますので、やはり3市3町様のほうの財政事情、いろいろあるかと思えます。その辺のところもございまして3市3町の皆様のご意見を集約して一定の方向性を見出すように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、人件費の件でございしますが、警備課、予防課の当初予算に対しまして決算額がかなり増加しておるとことにつきましては、最初の段階で査定をさせていただいて減らしておりました。実質警備課につきましてはデジタルの構築、また予防課につきましては3市3町のいろいろな広報活動等の計画とかいろいろございまして、やはり夜遅くまで職員が残っているというような状況を見据えまして、原課のほうから予算の増額要望がございました。これはしかるべきということで予算を途中で流用させていただきまして決算額となっておりますのでございます。

それから、職員の実数でございしますが、現時点におきましては357名となっております。27年4月1日時点では358名でございましたが、6月7日の山中での遭難者捜索におきまして

泉南署員1名が殉職いたしましたので、現時点は357名の実員となっております。

また、出動人員の問題でございますが、消防力の整備指針の内容によりますと、タンク車5名とか、ポンプ車については4名乗り組みとかいろいろな基準が出ております。それにつきましては、その規模等を考慮して適切に配置していくべくというふうになるものでございます。3市3町の元の4本部におきまして運用しておりました人員を基本として乗り組み車両を充足させております。そういう意味で、広域化前と消防力を低下させておらないというふうに認識してございます。

それから、庁舎の改修につきましてですが、現在、国のほうからも言われておりますファシリティマネジメント、公共施設の改修について、修理をして長く使うのか、いやいや、建て替えるのか、また廃止するのか、その辺のところを長期にわたっての計画を立てて、やはり財政運営上の問題等々を考慮しながら計画を立てなさいというふうになってございますので、これにつきましても組合としても取り組んでまいったうえで、効率効果的な署所の配置について検討していきたいというふうに考えております。

議員のおっしゃるとおり、泉南署さんが昭和41年に1回目の立ち上げと、51年かにちょっと増築されておるといような経過もございます。49年経っておりますので、泉南署につきましては何らかの対応を今後考えていかなければならないというふうには認識してございます。それから、ブロック計画の中でも示させていただいておりますとおり、阪南市南西部の新消防庁舎の建設につきましては、現在基本計画を進めておるところでございます。実際のところは、この8月3日、全協の際に、議員の皆様にご説明する予定でございましたが、中々ちょっとうまいこといっていない部分がございますのでございます。今月末ぐらいにはおおむね基本計画ができ、私どもの予定では11月の議会までの間で、議会になりますか議会までの間になりますか、ちょっとまだ未定ですが、議員の皆様にご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、運営計画の中にあります泉佐野と泉南市の空白部分ということで、これにつきましても阪南市南西部新消防庁舎の建築と併せて、そのところで人員問題等がかんできますので、泉南と泉佐野の間の部分についても何からの形で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君） 清水理事、どうぞ。

警備担当理事（清 水 養 一君） 私のほうから、出動時に必要な人数は確保できているのかというご質問に対してお答えさせていただきます。

現状、各署におきましては旧の単独消防時代からの出動体制を維持しているという形でございます。なお、今後の広域化後の消防本部の出動体制といいますか乗り組みにつきましては、現在、各署所の配置等を含めて検討し、方針を出していくというふうになっておりますのでご了承のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

中原議員。

議員（中 原 晶君） 1点目にお聞きをしました負担金については、お聞きしました印象としてはまだこれからお話を詰めていかれるという段階なのかなという印象を受けました。それぞれの財政事情をよく勘案してということですから、また必要に応じてこの議会にもご報

告をいただきたいと思います。

2点目の人件費に関わる問題でありますけれども、事情をお聞きしたところ、査定により予算当時は減らしていたと、だけれども、実際は非常に協同労働が高いといえますか長時間勤務になったということなんだなということをお聞きして受けとめたところであります。また、次の来年度予算等について、実態に応じて必要な人件費等についてはきちんと確保しておくようにされることをお勧めしたいというふうに思います。

それから、ここの人件費に関わって人員配置についてもお尋ねをいたしましてお答えをいただいたところであります。

まず、現在の職員実数について、悲しい出来事もございましてお一人殉職されたということで、現時点においては357名というご報告がありました。この357名という人数なんですけれども、発足当時からちょっとずつですけども減っていつているわけなんです。それで、これまでも私がこの場にいないときにも、条例定数の問題や実数について過去に議論をされているようでもありますけれども、この人数、条例定数はもちろんですが、実数についての実員という考え方をすべきでしょうか、についてもきちんと見直すというような考え方が過去に示されていたところであります。2014年、平成26年度の第2回定例会8月のこの消防組合議会において、管理者からこのような答弁が得られております。2年を目途に、ちょっと省略いたしますが、394名が多いのかということ、これは条例定数のことですけども、394名が多いのかということと359名、この当時は実数が359名だったということでもありますけれども、少ないのかというあわせた議論も今現在そういう部分を踏まえている段階ですので、その結論が出たらまたお示しさせていただきたいというふうにお答えをいただいております。この2年を目途にという2年というのは、本年度に当たるということになるのかなというふうに思うんですね。条例定数についても、また実数についても、この1年前の時点で今現在そういう部分を踏まえている段階ということは、既に議論がこの時なされ始めていたのかなというふうな印象を受けているんですけども、この1年をかけてそろそろ目途の2年ということになりますから、何か一定の考え方等についてまとまっているようでありましたらお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、出勤の際の隊員数のことをお聞きいたしました、それについて広域化前と消防力を低下させてはいないというご答弁がありました。旧の体制を維持しているということで、それは最低限のことです。必要ですけれども、消防力の整備指針の中では、例えばタンク車であれば基本的には5人配置しなければならないと、ポンプ車については4人配置しなければならない。それは実際は広域化する前からの運用であります。タンク車は5人配置すべきところを実際は4人、ポンプ車は4人配置しなければならないところを実際は3人という運用を行っているわけですね。ですので、やはりこれは旧の体制を維持していると、消防力を低下させてはいないとおっしゃいますが、本来の形にどうやって近づけるのかと消防力の整備指針に示されているところでもありますから、そこにいかにして近づけ充実をさせるのかという観点は必要だと思うんですよ。前からこの人数でやっていてそこから低下させていなというけれども、その前が既に指針よりも少ない脆弱な体制でやっていたわけですから余裕が既になかったわけですね。ですので、これについてはやはり今後地域の実情に応じて運用しても構いませんよということになっていきますけれども、やはり整備指針で示されている方針にいかにして近づけていくのかという努力をするという視点はきちんと持ってください

たいなというふうに思いますので、そこは要望にとどめますけれども、今後ぜひそういう視点は見失わないようにして考えていただきたいと思いますというふうに思います。

人員配置の問題なんですけれども、2年を目途にということ、今お話し合いがどの程度までいっているかということをお聞きしたところでありますが、運営計画の中でも効率的な配置という言葉を用いられているわけですが、そういうことを行いながら現場要員の増強を図ると、現場要員の増強を図るとするのは非常に結構だと思うんですよ。私は効率的という言葉には非常に警戒心を持って実情を見ていくべきだというふうに考える立場でありますけれども、現場要員の増強を図ると、図ることができるという、広域化に伴ってそういう効果もあるんだということが謳われておりますから、人員配置の方向性についてはきちんと安全性が保たれるのかどうか、私どもとしても確認する必要がありますから、お話し合いの状況をお聞きしておきたいと思います。

それから、大きな3点目でお聞きをしました消防庁舎のことについてですが、色々お聞きをしまして了解はいたしました。1点だけお聞きをしたいことは、運営計画でも謳われております整備計画を策定するということが謳われておりますので、それはいつごろ新しい整備計画を策定するお考えで進めておられるのか。その時期について、それだけお聞かせをいただいております。よろしくお願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）吉村理事、どうぞ。

組織体制担当理事（吉 村 昭 彦君）まず1点目の組織というんですか、どういうふうな配置でというふうなところのお話でございますけれども、これも現在検討を開始した段階でございます。十分にまとまっていないというのが実情ではございます。ただ1つのポイントとしては、現場の消防力を維持もしくは若干なりとでも向上させた形で広域化の効果というのをそういったところに振り分けるというふうな考え方は一つ思っております。現在そういう状況でございますので、ここでなかなかかちとした形でお示するというのは難しいなというところでございますのでご容赦願いたいと思います。

庁舎の整備計画なんでございますが、これは長期的な観点で見れば一番新しいのが岬署ということでございまして、38年間の間にどれだけの建物を今後どういうふうにしていくんやというふうなことに关しまして、これもある意味、広域化内にどういうふうな署所をどの位置に再整備、再配置するべきなのか、現在の署がこの位置でいいのかどうかとか、そういった観点も長期的な観点を含めた見直しのうえで10年以内に泉南署をどういうふうにするのか、その位置で更新するのかとか、そういったところも検討しなければならないところでございまして、ちょっとお時間をいただいた形でその署所の再配置についての将来像というのをつくっていきたくない、これはこれから検討にかかるということでございますのでよろしくご理解賜りたいと思います。

議長（庄 司 和 雄君）中原議員。

議員（中 原 晶君）最後にお答えをいただきました署所の配置の問題ですね。これについては、私、先ほどの質問で整備計画を策定する時期はいつごろかとスケジュールのことについてお尋ねをしたんですね。どういうイメージを持って進めておられるか。今このことだけに限らず人員の問題、負担金の問題、今検討を始めたばかりというような印象をお答えいただいて受けとめているんですけれども、非常にどの問題も課題としては大きくて十分な検討が必要だと思いますし、焦って結果を出すべきではないと思いますけれども、やはり組合議会にもしっか

りとその検討されている状況をお示しいただいて、私どもも必要であればそれぞれの議会へ持ち帰って、私でしたら岬町の議会の議員に意見を聞くと、それでまたここで報告をさせていただくということも必要になってこようかと思っておりますのでね。やはり検討している状況はお聞きかせをいただきたいというふうに思いますが、今整備計画策定のおよその時期についても特段触れられなかったということは、スケジュール的なことまでまだ話が行っていないというか、そこまでもまだ至っていないというふうに受けとめていいのかどうか。その1点だけお聞きを重ねてしておきたいと思えます。

議長（庄 司 和 雄君）吉村理事、どうぞ。

組織体制担当理事（吉 村 昭 彦君）答弁漏れまして申し訳ございませんでした。整備計画に関しましては、阪南市南西部の新庁舎の関連もございまして、一定基本計画なりが方針として出てくるところにはフレーム的なものはお示しできるのかと、ただそれをきちっとした形で出そうとしますと、やはり十分な研究、検討が必要でございますので、阪南市南西部の新庁舎が開設するまで、平成29年度以降ぐらいになるとは思いますがけれども、そのぐらいに何とか策定できればなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございせんか。

和気議員。

議員（和 気 信 子君）少しばかり質問させていただきたいと思えます。

先ほど分担金の件で質問がありました。今回、この分担金についてですけれども、9ページにも載っていますけれども、今3年目ですけれども、5年間の中で見直しもするというところで議論中ということでおっしゃっておられました。その中で例えば今、更新車両がたくさんあると、それから新庁舎も新たにつくらないいけないという計画がありますし、そういった中で新しく発生する額、それについては分担金の中にどう加味されて反映されていくのか。広域ですから全部トータルをした上でまた分担されるというふうに思うんですが、各市町としてのメリットの中でそれを上乗せするとかそういうことはないと思うんですけれども、その考え方、それをお示ししていただきたいというふうに思えます。

それから、あと、職員の処遇問題についてですけれども、これは17ページのところにあるんですけれども、広域消防を立ち上げるときに各それぞれ各市町の消防職員の給与はそれぞれ違いますので、普通でしたら広域の中での一つの給与体系をつくると思うんですけれども、しばらくの間は各市町での給与体系ということでお聞きしていました。それが今現在どうなっているのか、各市とかでも給与カットとか職員の処遇も違うと思うんですけれども、多分改善されているというふうに思うんですけれども、それはどうなっているのか。現状についてお示ししていただきたいと思えます。

それから、あと、3点目についてなんですけれども、最後になりますけれども、61ページの不用額のところを前に説明いただいたんですけれども、この中で消防デジタル無線整備事業という形で出されてきているんですけれども、この不用額、これも49点何%ですんで半分以下という形になっているんですけれども、これは初めの予算が莫大な予測できないような予算として考えられていたのか、そうでなくて必要でなくなった部分があるのか、その辺をこういうふうな額を出すということはやはりやってほしくないと思えますので、どこに問題点があったのかをお聞きかせ願いたいと思えます。3点についてお願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事、どうぞ。

総務担当理事（小 西 良 昭君）和気議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、負担金の問題でございますが、負担金を構成する大半は人件費、それとあと公債費等々になってございます。現在、組合になりましてから消防救急無線のデジタル化、本年度につきましては高機能指令センターの構築、そして来年度以降につきましては阪南市南西部の新消防庁舎の建設事業と、大きな事業を3つ抱えてございます。これにつきましては広域化の際に必要な事業という形になるものでございます。また、車両につきましても、一定の車両更新基準を設けまして順次車両更新をしてきております。

そのような兼ね合いで一番大きく今後伸びていくであろうというのは、やはり公債費が挙げられるのではないかなと考えております。デジタルにつきましても、緊急減災・防災対策事業債、これにつきましては起債率100%、交付税措置が70%ということで、非常に有利な起債をさせていただいております。また、本年度構築しております高機能指令センターにつきましても100%起債の70を予定しておりますし、来年度以降工事を行います阪南市南西部につきましても同様の起債を予定してございます。起債を行うと、それも100%起債ということになりますので非常にお得といえればお得だというふうに思います。とはいうものの、緊急減災・防災対策事業債につきましては償還10年ということになっております。通常の一般単独事業債ですと、施設の改修等に係ります起債につきましては25年償還というような長期にわたっての償還となっておりますが、緊急減災が10年ということもございますので、この10年間ぐらいの間につきましては、先ほど申し上げました公債費がかなり高どまりしていくのではないかなというふうに考えてございます。そのような意味でいきますと、広域化の初期経費として掛かる部分でしばらくの間は負担金が増加していくのではないかなというのが財政運営上の考えでございます。

それから、職員の処遇ということで、和気議員がおっしゃっておられますのは給料等々についての考え方はどないなっているんだというふうに思います。広域化を行いました平成25年4月1日からにつきましては、2年間にしましては各本部の元団体であります給料条例に基づきまして給料を支給させていただいておりますが、27年4月、本年度4月からは泉州南消防組合職員の一般職の給与に関する条例に完全準拠させていただいておりますので、職員の処遇につきましては全て統一されたというふうに考えております。

それから、消防救急無線のデジタルの不用額が多いのではないかなということでございますが、まず私どものほうも、当初予算を上げさせていただくときの上げ方の問題というふうに思います。それにつきましては、当初この事業につきましては電波伝搬調査並びに翌年に実施設計を行ってございます。実施設計業者によって適切に設計された金額が8億9,500万という予算額であったというふうに私は認識してございます。それが実際に契約した段階で4億2,800ということで驚くべき数字やというふうに私も思います。この4億の分を無駄にしたということではないと思います。少なくなっておかげといえればあれなんですけれども、先ほど申し上げました起債が4億でおさまっておりますので4億分借金せずにいけたということになりますと、公債費としましてはやはりその分は減少できたのではないかなというふうに考えてございます。

説明は以上です。

議長（庄 司 和 雄君）大西参事、どうぞ。

警備課参事（大 西 保君）消防救急デジタル無線の整備について多額の不用額が発生しているということで、ただ今小西理事からもご説明がございましたが、消防救急デジタル無線の整備

費用予算につきましては、平成25年度に実施いたしました消防救急デジタル無線実施設計業務におきまして設計業者から提出された整備費用の積算によるもので、主要メーカーの標準見積もりの中から最低価格を採用した機器費用と工事費用の合計額となっております。また、実施設計業者からの積算とは別に当消防本部からも独自に主要メーカー4社に見積もりを依頼したところ、ほぼ同額の見積もりがあり、適正と判断し、予算要求をさせていただいたものでございます。入札に際しましては、周辺市町の入札結果等を参考に予算額の92%を予定価格として指名競争入札を実施したものです。整備済みの近隣消防本部の状況や各メーカーからのヒアリングで見積もり額は各メーカーとも標準価格であり、実際は相当な値引きも見込めるという情報を得ておりましたが、指名競争入札により予想以上に低価格なものになったということでございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）和気議員。

議員（和 気 信 子君）ありがとうございました。

分担金の割合についてなんですけれども、今まで5年間という計画の中で一定の大きな予算を枠組みされているというふうに思うんですけれども、これからまだお聞きしますと泉南のほうの消防庁舎も10年後ぐらいというようなことで先ほどご回答がありましたのでね。ということは5年じゃなくて10年スパン、もっと長いスパンの中でこの広域消防の完成される初めの計画になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それからこういった中でのあと起債の問題とかでいけば、もっと長い間の分担金というのはまだまだ増えていくというのが予測されるんですけれども、こういった形で例えば5年後のことで分担金についてはどれぐらいのパーセントが増えていくのか、わかればで結構ですけれども、それから10年後というのは、全部完成すれば倍ぐらいの分担金になるのか、その辺わかれば教えていただきたいんです。各市町の財政問題もかなり大きく影響があると思いますので、ぜひその辺お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、職員の処遇については、もう27年度からきちんと同じように広域的な一律になったということでお聞きしましたので安心しました。でもその差額については、その違いですね。広域消防の給与と、それから各市町の差額については、それは何もほかの市には割合というのかそういうのは関係ないのかどうなのか、その点だけお聞かせ願って終わりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）小西理事、どうぞ。

総務担当理事（小 西 良 昭君）負担金の具体的な数値につきましては、現在のところは把握できておりません。その理由といたしましては、当然大きな事業で、今年は先ほど申した指令台の問題、これは金額が出ております。デジタルも出ておりますけれども、今後車両の更新、それから来年度予定しています阪南南西部の新消防庁舎の建設、それからまた泉南と泉佐野の間の空白地帯にどのように署所を対応していくかというような点ですね。そういうところ辺の具体的な数値が今出ておりませんので、具体的に何ぼになるということはないというふうに思っております。現時点の事業内容の結果として把握した事業でいきますと、たしか30年度ぐらいをピークに、それであと水平に動いていくというような形の結果があったように私の頭にはあります。

それから、給料の件ですが、一定全て職員は泉州南の給与条例に基づいております。若干の

職員の中の方には給料が頭を打って給料の上限いっぱいの方がおられるという方が何人かおられますが、その方々につきましても、一定の方法をもちまして激変緩和という対応もさせていただいたところがございます。そういう意味で職員全てが同条件になったというふうに考えております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、決算の認定を可とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、認定第1号 平成26年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定は、認定を可とすることに決定いたしました。

ただ今をもって平成27年泉州南消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 庄 司 和 雄

9 番 議 員 道 工 晴 久

11 番 議 員 岡 田 昌 司